

## 2 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

##### 【経緯】

- 平成16年3月に市北部において、産業廃棄物の中間処理業者が大量の建設系廃棄物を受け入れ、隣接する保安林を掘削した個所を含む敷地内などに不法に投棄するという産業廃棄物不法投棄事案が発覚しました。
- 事案発覚直後から実施した「産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等調査」などにより、不適正に処分された廃棄物は、約90,000㎡の現場内に、最大で高さ約50mの規模で埋設され、土砂を含む廃棄物などの総量はおよそ1,248,000㎡で、このうち廃棄物の量はおよそ753,000㎡に及ぶことが判明しました。



岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場

- 本事案が発覚したことに対して、市民の安全・安心の確保を最重点に、「迅速」「情報公開」「行政と市民との協働」を3原則として掲げ、事案の解決と再発防止に向けて取組を進めてきました。
- 事案の解決に向けては、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法<sup>※86</sup>（以下「産廃特措法」という。）に基づき、支障除去等事業を含む今後の対策方針や現場の再生などについて総合的に検討するため、「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会」を設置しました。

また、現場内外で実施した各種調査の結果を踏まえ、当該委員会において、生活環境保全上の支障の評価とともに、恒久的な対策案などの環境再生について検討を行いました。



岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

※86 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法／平成10年6月16日以前から不適正処分が行われた産業廃棄物に対して、都道府県等が自ら措置を講ずる場合の費用について、国庫補助など財政支援を行うための枠組みを規定する法律。平成24年8月に改正され、期間が平成35年3月31日までとされた。

- 再発防止に向けては、まず、本事案に対する行政対応の実態について調査しました。

そして、事実関係を検証するため、内部調査機関として「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会」を設置し、過去の行政対応の状況などを検証しました。

なお、検証は、専門的見地から公正かつ客観的に行われることが必要であるため、第三者委員会である「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会」に引き継がれ、行政上の責任を明確にするとともに、再発防止策が検討されました。

- 「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会」（平成16年4月1日設置）
- 「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会」（平成16年5月20日設置）
- 「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会」（平成16年5月27日設置）
- 「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会」（平成16年6月25日設置）

図8-2-1 設置された委員会等(その1)

### 【特定支障除去等事業】

- 平成18年9月からの調査で、廃棄物層の一部で内部燃焼やダイオキシン類の生成が確認されたため、「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る消火等支障除去対策に関する技術専門会議」（以下「技術専門会議」という。）を設置し、「生活環境保全上の支障又は支障のおそれ」を特定し、対策工事について検討を行いました。
- 技術専門会議の提言を受けて、産廃特措法に基づき、「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、平成20年3月25日に環境大臣の同意を得ることができました。
- 実施計画に基づいて、平成20年3月25日から行政代執行による対策事業に着手し、対策工事は平成25年3月31日までに終了しました。

なお、対策工事によって、約367,000㎡、対策工事着工後に実施された自主撤去を含めると約396,000千㎡の廃棄物を掘削し、選別された廃棄物を適切に搬出・処分しました。

また、対策工事については、現場周辺の代表者で構成される「現場対策推進協議会」において進捗状況を確認してもらうとともに、「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会」において、支障のおそれを取り除かれたことについて評価されました。



対策工事終了後の現場

- 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る消火等支障除去対策に関する技術専門会議」（平成19年5月15日設置）
- 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場対策推進協議会」（平成20年8月20日設置）
- 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会」（平成24年5月18日設置）

図8-2-2 設置された委員会等(その2)

### 【責任追及】

- 不法投棄行為者（2社5名）及び排出事業者（2社）に対して、現場に残置された廃棄物の撤去などを命じる措置命令を発出した結果、4,112㎡の廃棄物が撤去されました。

また、産業廃棄物を搬入した排出事業者などに対して、撤去（自主撤去）を要請した結果、平成23年4月30日までに183社によって131,092㎡の廃棄物が撤去されました（これらの撤去は、拠出金に換算すると約24億円に相当）。

さらに、廃棄物の撤去に代わる拠出金を受け入れた結果、平成24年3月31日までに265社から103,431,654円が納付されました。

- 不法投棄行為者（1社5名）、不法投棄行為者の関連会社（4社）及び排出事業者（8社）に対して、市が実施した調査や対策工事など行政代執行に要した費用を請求（約70億円のうち、平成25年3月31日現在で約52億円を請求済み）し、回収に努めてきました。

費用回収については、産廃特措法の適用を受けて事業に取り組んでいる他事例と同様に、当初から難航することが予想されたことから、取組の成果を上げるために弁護士などで組織する委員会を設置し、より専門的な助言を得ながら徹底的に進めていますが、回収できた費用は約1億円にとどまっています。

なお、産廃特措法の適用を受けて実施計画に基づき実施した事業に要した費用については、行為者などからの回収費用を除く総事業費の90%を起債し、その償還金の1/2が地方交付税措置されることにより、事業費の45%は国からの支援があるものの、約55%については市税を投入しています。

## (2) 課題

### 【再発防止の徹底】

- 組織全体の危機意識の欠如などを原因とする不適切な行政対応が、担当部局の不作為を招き、このような事態に至ったことを真摯に反省する必要があります。
- 大規模な不法投棄事案が発生したことの反省を踏まえ、後世への教訓とする必要があります。
- 行政代執行終了後の不法投棄現場については、引き続き監視の必要があります。

### 【現場の安全性の確保】

- 生活環境保全上、調査すべき項目の数値が安定的、かつ、安全に推移していることを確認する必要があります。

### 【費用回収の向上】

- 調査や行政代執行に係る不法投棄行為者などに対して請求した費用について、一層の回収に努める必要があります。

## 2 主な取組

### (1) 再発防止の徹底

- 組織全体の危機意識の欠如などを原因とする不適切な行政対応が、担当部局の不作為を招き、このような事態が発覚したことを真摯に反省します。
- 二度とこのような事態を招かないという強い決意のもと、岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の報告に対するアクションプラン<sup>※87</sup>に基づき「適正に権限を行使するために知識の習得に努めること」「危機管理意識の向上や法令の順守を徹底すること」「全庁的な課題の共有化や連携に努めること」などの対策を着実に実施します。
- 大規模な不法投棄事案が発生したことの反省を踏まえ、後世への教訓とするため、事案発覚以降に取り組んだ事項について、記録誌として取りまとめます。
- 行政代執行の終了に伴い、不法投棄現場を廃棄物処理法に基づく指定区域に指定します。

### (2) 現場の安全性の確保

- 実施計画に基づく対策工事の終了に伴い、当面の間、現場内外におけるモニタリング調査を継続し、万全な体制でその推移を確認していきます。

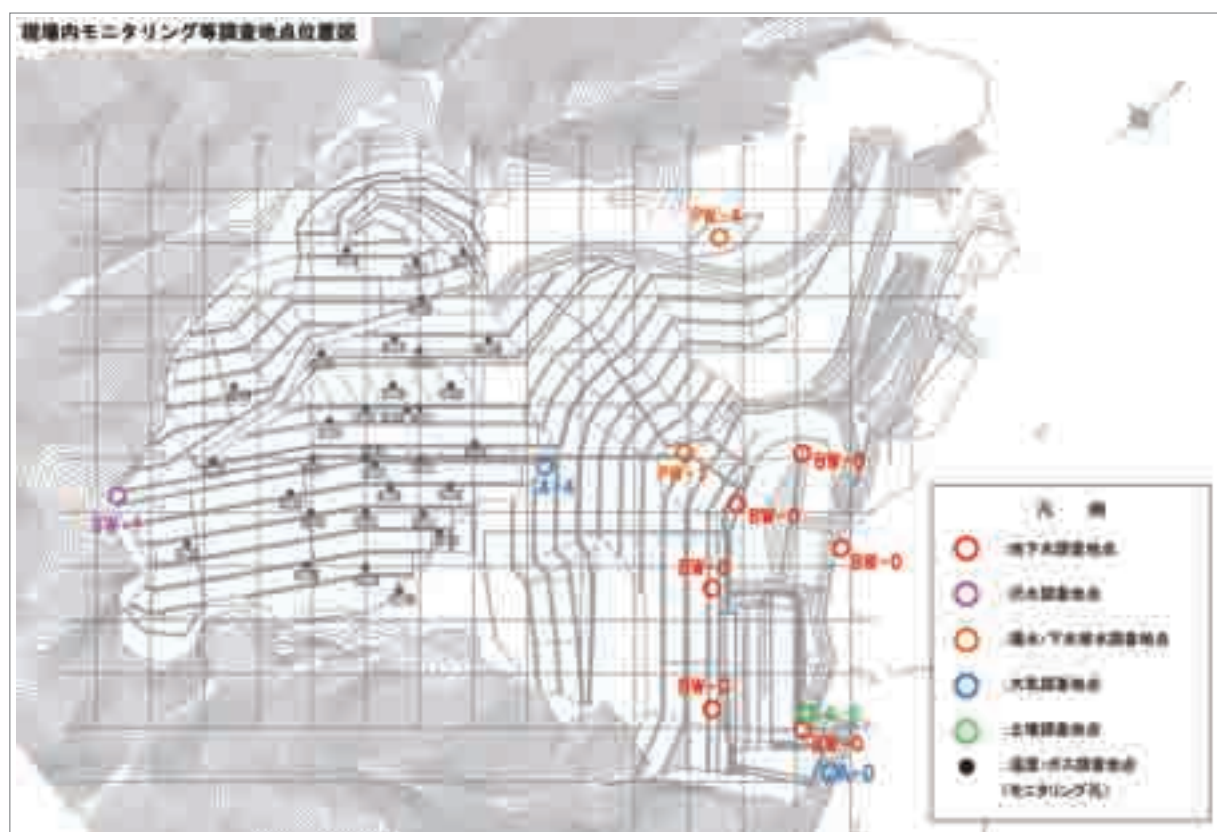


図8-2-3 モニタリング等調査地点

### (3) 費用回収の向上

- 調査や行政代執行に係る不法投棄行為者に対して請求した費用について、未納者については、資産などを徹底的に調査するなどし、強い姿勢で費用回収に臨みます。

### (4) 市民への情報提供

- モニタリング調査の結果などについて、ホームページや広報ぎふなどで情報を公開し、市民理解の増進に努めます。

※87 アクションプラン/ある政策や企画を実施するための基本方針または行動計画。